入　札　公　告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

令和８年３月 16 日

岩手県立盛岡農業高等学校長　佐藤　紀文

１　競争入札に付する事項

(1)　業 務 名　　岩手県立盛岡農業高等学校寄宿舎調理等業務

(2)　履行場所　　岩手県立盛岡農業高等学校寄宿舎（食堂及び厨房）
　　滝沢市砂込 1463 番地

(3)　履行期間　　令和８年４月１日～令和 11 年３月 31 日

(4)　業務概要　　給食調理　　調理、盛付け、食器具の洗浄、消毒保管、厨房・設備等の清掃
　　献立作成　　献立の作成、賄材料の発注、仕入、検収

２　入札及び開札の場所及び日時等

(1)　日時　　令和８年３月 30 日（月）　午後２時

(2)　場所　　岩手県立盛岡農業高等学校　第一会議室
　　滝沢市砂込 1463 番地

３　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に揚げる条件をすべて満たし、この業務委託に係る競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この業務委託の入札に参加することができる。

(1)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

(2)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。

(3)　申請書の提出の日から落札決定の日までの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準（平成 23 年 10 月５日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

(4)　前号の期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日制定）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。

(5)　岩手県県税条例（令和３年岩手県条例第 58 号）第４条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。

(6)　役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(7)　食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規定による営業許可を有する者であること。

(8)　公立施設、社会福祉施設、医療施設等で、３食給食１回あたり 50 食以上の調理業務について、過去５年以内に継続して１年以上受託し実績が良好であった者。

(9)　栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）に規定する栄養士の資格を有し、過去 10 年以内に学校給食等業務に１年以上の経験を有する者が献立の作成に従事できること。

(10) 調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）に規定する調理師の資格を有し、過去 10 年以内に学校給食等業務に１年以上の経験を有する者を１名以上常勤で調理業務に従事させること。

(11) 申請書等の提出月日（以下「資格確認日」という。）から起算して過去２年間、食中毒事故による営業停止等の処分を受けていないこと。

(12) 製造物責任法（平成６年法律第 85 号）の規定よる損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。

(13) 岩手県内に本店、支店又は営業所を有する者。

4　入札保証金に関する事項

(1)　入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、入札金額の 100 分の 110 に相当する金額の 100 分の３以上の金額を岩手県会計管理者（岩手県立盛岡農業高等学校出納員）に納付しなければならない。ただし、入札参加希望者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 入札保証金は、開札（再度入札の開札を含む。）終了後、落札しなかった場合は、これを当該入札参加者又はその代理人に還付する。入札参加者又は代理人が入札保証金を受領するに当たっては、入札保証金受領書（受取額が５万円以上になる場合は収入印紙 200 円貼付）を提出すること。なお、落札者については、契約締結後において還付する。

(3)　落札者の入札保証金については、契約締結後において入札保証金還付請求書を提出し、入札保証金を請求するものとする。

(4)　入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは岩手県に帰属する。

5　入札参加手続等

(1)　入札参加希望者は、岩手県又は当校事務室で配布する競争入札参加資格確認申請書に、関係書類を添えて、令和８年３月 24 日（火）午後４時までに岩手県立盛岡農業高等学校長あてに提出すること。

(2)　入札参加資格審査結果については、一般競争入札参加資格結果通知書により令和８年３月 26 日（木）午後５時までに FAX で入札参加希望者に通知する。

6　入札説明書の配布

入札説明書は、岩手県のホームページ及び当校事務室で配布する。

7　その他

(1)　令和８年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあっては、本件業務の入札手続きについて停止の措置を行うことがある。

(2)　本件公告に示した契約は、地方自治法第 234 条の３に基づく長期継続契約である。次年度以降の予算が減額又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。また、当該契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(3)　本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、虚偽の申請を行った者の入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(4)　契約金額は、総価で入札に付すること。

また、落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する消費税及び地方消費税額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）を加えた金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(5)　予定価格の制限の範囲内での最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6)　契約書の作成を要する。

(7)　入札行為を代理人に委任する場合には、必ず委任状を提出すること。

(8)　電信入札、郵便入札は認めない。

(9)　その他入札の詳細は、入札説明書による。

(10)　履行場所の現地確認が必要な場合は、事前に事務室まで申し出ること。

8　入札に関する問い合わせ先

(1)　事務担当　　岩手県立盛岡農業高等学校　事務室

(2)　所 在 地　　〒020-0605　滝沢市砂込 1463 番地

(3)　電話番号　　019 - 688 - 4211　　FAX 番号　　019 - 688 - 4215